

仕 様 書

《件 名》 令和7年執行参議院大阪府選出議員選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託

1. 規格等

- イ. レイアウト・・・別紙のとおり
- ロ. 区画及び段の数・・・2段20区画
- ハ. 掲示板の材質・・・ペットボトルを再利用した樹脂ボードまたは古紙を再利用した再生紙耐水ボード
- ニ. 掲示板の厚さ・・・3.0mm以上
- ホ. 印刷・・・シルク印刷仕上げ
- ヘ. 裏 面・・・3.0cm角以上
- ト. 杭 及 び 足・・・6.0cm角以上

2. 設置場所

- 太子町内（36箇所） ※掲示板予備1枚を含む
※別添、ポスター掲示場位置図参照

3. 設置・撤去日

選挙期日の公示日の前々日までに設置し、選挙期日後1週間以内にすべて撤去するものとする。作業日程を事前に報告すること。

4. 賠償責任保険

太子町長を被保険人とし、請負者が加入すること。

金額は、対人補償が1億円以上、対物補償が1千万円以上とする。

万一事故が発生した場合、早急に対応し、事故に対する医療費、損害賠償費、謝礼等一切の経費は、請負者の負担とする。

5. その他

- ①ポスター掲示場の設置作業において、ブロック塀やフェンス等に傷を付けないよう最善の方法をとること。また、民間宅で作業するときは、住人（地権者）や管理者等に挨拶してから作業を行うこと。
- ②ポスター掲示場の支柱等は、歩行者に対し支障のないよう安全策を講じること。
- ③道路での作業は、別紙交通保安図のとおり、一般の通行及びその安全の確保に努めること。
- ④ポスター掲示場が自然現象及び特定できない第三者により倒壊等したときは、受託者が復旧にあたるものとする。このとき、第三者を負傷させ、又は第三者の所有物を損傷等した場合、その賠償は受託者の責任とする。
- ⑤ポスター掲示場設置前、設置後及び撤去後の写真を提出すること。